

# 第2章 サービス貿易

## (1) ルールの背景

EPA/FTAにおけるサービス貿易に関する規律は、締約国間におけるサービス貿易の障壁を除去し、サービス貿易に関する政府措置の透明性を高めることによって自由化を促進することを内容としている。サービス貿易に関する国際的規律及び分野別自由化約束の枠組みは、既にGATS（第II部第12章参照）が存在し、WTO加盟国において一定の自由化が形成されていることから、EPA/FTAでは、GATSでの規律及び分野別自由化的約束をベースとしつつも、これらは所与のものとして、GATSを上回る自由化（GATSプラス）の確保が目指される。このような状況の下、EPA/FTAサービス章における規律の内容は、GATSで規定されるものと比して次第に発展してきており、また締約国のサービス分野における自由化の方針、EPA/FTAの交渉経緯（多国間交渉における課題や交渉国の政治情勢等、EPA/FTA交渉に影響を与える要因）等の個別の事情を反映して具体的規定が大きく異なるものもある。サービス分野の自由化約束は、譲許表に記載する上限関税率に関して交渉を行う物品貿易の場合とは異なり、貿易制限効果を数値で表すことが難しい個別分野の国内規制を扱わなければならない。EPA/FTAサービス章において、そのための自由化約束方法は、ネガティブリスト方式とポジティブリスト方式の2つに分類される。ネガティブリスト方式は、一般義務として内国民待遇、最惠国待遇等の自由化義務を規律し、それらの例外とする措置や分野をリストにおいて明示的に示すものであり、例外分野

として留保表に記載されないものは、すべて内国民待遇、最惠国待遇等の自由化を認める約束方式である。ポジティブリスト方式は、内国民待遇、市場アクセスについて自由化の対象となる分野及び条件・制限をリストにおいて個別に明示する約束方式であり、ポジティブリストに記載されない分野は、内国民待遇、市場アクセスについて何ら義務を負わないとするものである。なお約束を行う分野は、WTO/GATSで使用されるサービスの産業分類（WTO事務局分類）をベースとしてリスト化するが、締約国は自由化を行える範囲をサブセクター以下細かく特定することが可能である。要するに、ネガティブリストは締約国が自由化義務の例外分野を特定する方式であり、ポジティブリストは締約国が自由化を行える分野を特定する約束方式である。前者の方が一般的にはより自由化に資する枠組みであると考えられるが、当然のことながら、自由化の達成度は、すべて約束内容次第である。

## (2) 法的規律の概要

サービス貿易に関する各協定の規定ぶりは、当該協定がネガティブリスト方式とポジティブリスト方式とのいずれを採用しているかによって決まるところが多い。

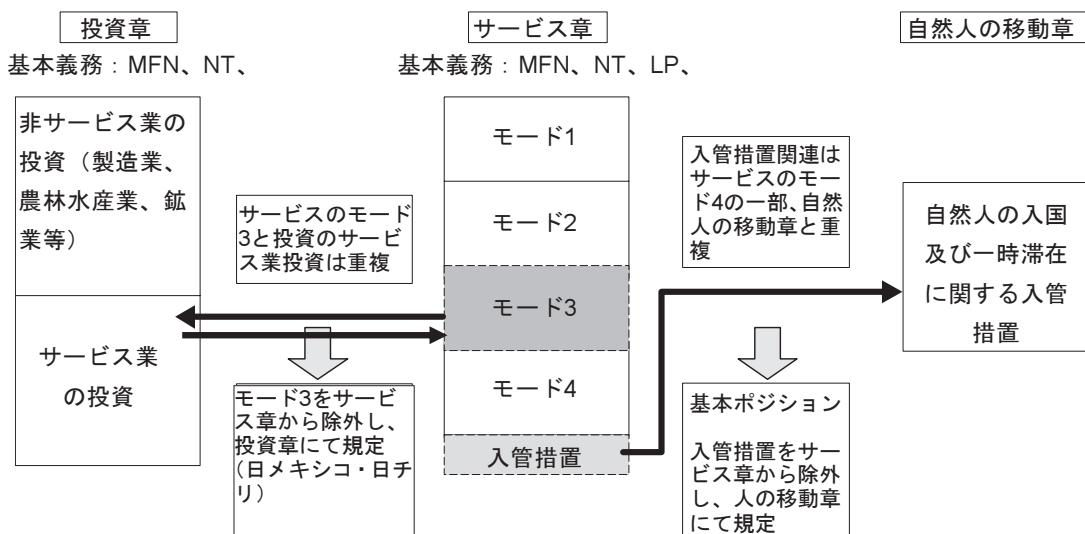
### ①4つのモード及びモードに基づくサービス章と投資章及び人の移動章の関係

GATS及びEPA/FTAのサービス章は、サービス貿易を4つのモード（第II部第12章参照、第1 越

境取引、第2 国外消費、第3 商業拠点、第4 人の移動)に類型化しているが、EPA/FTAでは個々の協定により、第3モードの扱いが異なる。GATS型のEPA/FTAの場合、すべてのモードが対象となる。なお、この場合、投資章でもサービス分野の投資 (investments in service sectors) はそのスコープとして排除されないため、サービス章の第3モード (trade in service through investments) との重複関係が生じるが、基本的には、サービス章での個別分野の約束について投資章でも同じ約束(留保)が行われることにより非整合性を生じさせないこととしている。仮に両章において非整合性の存在が明らかになった場合、その範囲においてサービス章の規律及び約束が投資章に優先する旨の調整規定がおかれる。NAFTA型の場合は、サービス

章では、第1、2、4モードの越境貿易のみを対象として、第3モードであるサービス分野の投資については、投資章で扱われる。つまり子会社、支社等の一方の締約国への投資家による他方の締約国へのサービス分野への投資については、投資章のスコープとなる。また、第4モードについては、入管措置は、人の移動章で扱われ、入国後の待遇についてはサービス章で扱われる。第4モードそれ自体は、入管措置を含めたものであるが、GATS型では、サービス章のスコープに含めた上で、約束表において入管措置を除外(何も約束しない)し、NAFTA型ではサービス章のスコープにおいて入管措置は適用しないと整理している。

<図表III - 2-1> 投資章・サービス章・自然人の移動章の関係



## ②他方の締約国のサービス提供者、他方の締約国の法人の定義

協定上使用される文言の意味、すなわち協定範囲を明確にするために「他方の締約国のサービス提供者」「他方の締約国の法人」など、基本用語の定義が置かれるのが通常である。「他方の締約国のサービス提供者」とは自由化約束等による協定の利益を享受する対象であり、これを構成する主体は他方の締約国の自然人及び法人とされる。特にサービス提供の主要な主体である法人につい

ては「他方の締約国の法人」として定義されており、サービス章の対象範囲を定めるにあたり非常に重要である。この「他方の締約国の法人」とは、多くのEPA/FTAにおいて、一方の締約国からみて、①第1及び第2モードを念頭に、他方の締約国の領域において設立された法人、②第3モードでは、一方の締約国において設立され、他方の締約国の自然人又は①の「他方の締約国の領域において設立された法人」に所有若しくは支配されている法人とされる。他方の締約国において実

質的活動を行っていることを要件とするか否かは各協定によって異なる。いずれのケースにおいても「他方の締約国の法人」は、その法人の原産地が設立国である他方の締約国の領域であることが要件とされる。なお、ここで言う所有・支配については、別途、定義規定が置かれる。「所有」については、ある者が法人（企業）の50%以上の持分を所有する場合である。これは直接所有を意味すると解され、上記第3モードの「他方の締約国の法人」の場合、他方の締約国の領域で設立された法人（親会社とする）が、一方の締約国の領域において設立し、直接所有する法人（子会社）であり、当該一方の締約国の領域において、当該親会社が当該子会社を通じ間接所有する孫会社は「他方の締約国の法人」に該当しないとされる。なお、投資章で規定される締約国投資家の財産としての投資には「企業」が含まれ、これは直接間接を問わず投資家に所有されているものであり、協定の保護の対象となる。また、「支配」については、ある者が法人の役員の過半数を指名し又は法人の活動を法的に管理する権限を有する場合と定めている。

### ③最恵国待遇

GATSでは、WTO加盟国間において「加盟国は他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、その他加盟国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない」とする最恵国待遇義務を規定している（第2条）。これにより原則として加盟国はすべての加盟国に対し、GATSの対象となる措置に関し同等の待遇を与える義務を負う。これは加盟国が約束表で約束を行った内国民待遇、市場アクセスに係る待遇だけではなく、一般義務として約束表で約束を行っていない待遇等についてもすべての加盟国に同等の待遇が均てんされるものである。他方、同第5条において、特定の加盟国間で締結したEPA/FTAについては、これらEPA/FTAが、相当な範囲の分野を対象として約束する等、一定の要件

を満たす場合に限り、当該EPA/FTAで与えられる特惠的待遇は、当該EPA/FTA締約国以外の加盟国に対し付与する義務は負わない最恵国待遇義務の例外とするとができるとされる。例えば、GATSにおいて加盟国Aは小売り分野で外資出資比率40%を約束しているケースで、A国がB国と締結したEPA/FTA（同第5条の要件を満たしたもの）において、同分野で外資出資比率50%を約束した場合、当該約束の待遇は、B国以外のWTO加盟国に均てんする義務はない。A国は、小売り分野においてB国のサービス提供者に対してのみ外資出資比率50%を認め、その他のWTO加盟国のサービス提供者には40%のままである。EPA/FTAで規定される最恵国待遇義務は、一方の締約国は、締約国外の第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国に与えることを求めている。つまり締約国AとBのEPA/FTAで最恵国待遇が規定されるケースにおいて、締約国Aは、締約国BとのEPA/FTAにおいて小売り分野で外資出資比率40%を約束し、第三国であるC国と締結したEPA/FTAにおいて同分野で外資出資比率50%を約束した場合、締約国Aは、締約国Bに対し、C国に約束している待遇である外資出資比率50%を付与しなければならない。このような原則としての最恵国待遇義務は、先進国のEPA/FTAに多く見られ、NAFTA、米シンガポールFTA等で規定されている。また、日ベトナムEPA、日イスラエルEPAでは、GATS第5条の要件を満たすEPA/FTAでの特惠的待遇を例外とする最恵国待遇を原則規定しつつ、当例外に関する協議・待遇付与努力義務規定を設けている（日ベトナムEPAには待遇付与努力義務はない）。さらに、原則としての最恵国待遇義務を規定せず、締約国間において最恵国待遇確保のための見直し規定を定めるものもある。すなわち、他の締約国との間でより良い待遇が与えられた場合、協定を改訂してそれと同等の待遇をするよう検討することを義務づけているものである。このような形式のMFN条項を規定するEPA/FTAとして、日タイEPA、印シンガポールFTA等がある。

#### ④市場アクセス

GATSと同趣旨。主に経済的要因から課されている市場参入規制措置の自由化についての規定であり、締約国政府が維持又は採用できない措置として6類型に分類している（第II部第12章「サービス貿易」参照）。GATSの方式に倣って主としてポジティブリスト形式の協定で規定されている。GATSに先駆けて発効したネガティブリスト形式のNAFTAにも「量的制限」という規律があり、また近年ではネガティブリスト形式のEPA/FTAにおいても市場アクセス（ただし、第3モードは投資章で扱われるため市場アクセス6類型のうちGATS第16条2(f)「外国資本の参加の制限」は除かれる）を規律しているものもある（米豪州、米チリ等）。

#### ⑤内国民待遇

GATSと同趣旨。他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して自国の同種のサービス及びサービス提供者と比して不利でない待遇を与えるという原則である。ポジティブリスト方式では、内国民待遇義務を約束する分野及びその条件・制限を「約束表」に記載する。これに対して、ネガティブリスト方式では、義務の対象外とする分野及び措置を「留保表」に記載することになる。このように、いずれの方式においても、透明性の向上と自由化の促進を目指すべく、約束又は留保の範囲が明示されることとなっている。

#### ⑥追加的な約束

GATSと同様、市場アクセス及び内国民待遇義務ではカバーされていない約束を約束表に記載できる。EPA/FTAにおいては、GATSにおける交渉の成果を反映して、電気通信分野の競争促進的規律や、金融分野の国内措置等が追加的約束として記載される例がみられる。なお、ネガティブリスト方式を採用するFTAにおいては、追加的な約束がなされた例は見当たらない。

#### ⑦スタンドスタイル義務

ネガティブリスト方式を採用しているEPA/FTAにおいて、締約国が内国民待遇、最恵国待遇等、協定上の義務の適用の留保を現行措置に対して行っている場合、当該措置の現状（協定発効時のもの）を維持する義務、すなわち現行措置よりも貿易制限的な措置を採用しない義務を負うこととなる。こうした措置の現状維持をスタンドスタイル義務と称している。なお、現行措置に基づかず留保する分野については、締約国は、係る義務を負わず現行措置に限定されないかなる措置も採ることができる。ポジティブリスト方式を採用しているEPA/FTAにおいてスタンドスタイル義務を定める場合は、例えば、日フィリピンEPA第75条第3項によれば、約束表において、SS（Standstillの略）のマークを付した分野（SS分野）においては、記載できる条件及び制限につき、市場アクセス義務又は内国民待遇義務に非整合的な現行措置に基づいてのみ可能であるとされている。約束表に記載した分野における約束内容に拘束力があることについては、SSのマークを付されているか否かを問わないが、SS分野においては、現行措置の現状（協定発効時のもの）維持義務がかかることになる。なお、これは、日フィリピンEPAのサービス交渉において、初めて採用された方式であり、日マレーシアEPA、日インドネシアEPA、日タイEPAで条文上規定されている。

#### ⑧国内規制（許可、免許、資格）

資格要件、資格審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置等、外国のサービス提供者だけではなく、国内事業者に対しても課せられる措置についての規定。これらに関連する措置がサービス貿易の不必要的障害にならないよう、客観的で透明な基準を設けること、サービスの質の確保に必要な範囲を超えた負担とならないようにすること、免許手続自体がサービス提供への負担とならないようにすること等について締約国が約束した分野に限定して義務づけられている場合

が多い。また、GATS第6条第4項に基づく資格等の作業の進捗を受けて、EPA/FTAの規律を見直すことを明示的に掲げている場合(米シンガポール、米豪州、印シンガポール)もある。

#### ⑨相互承認

一方の締約国は他方の締約国のサービス提供者に対して、自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国内で得られた教育、経験、免許、資格証明等に基づき、許可、免許、又は資格証明を承認することが可能であるという規定。また一方の締約国が、第三国に与えた承認に対する待遇について、一方の締約国は、他方の締約国に対して同待遇を受けられるよう十分な機会を与えなければならない旨が規定される(GATSでは第7条に同様の規律がある)。中にはより踏み込み、職業団体による相互承認の枠組みの交渉を行うことを期限や分野とともに明記している協定(印シンガポール)もある。なお、原則として最惠国待遇が規定されているEPA/FTAの場合、協定内における相互承認についてのいかなる規定に対しても最惠国待遇の規律が適用されない、ということを明記している。

#### ⑩透明性

GATSと同様に、規制の透明性確保を目的として、サービス分野における国内措置の速やかな公表や照会所の設置等が、義務又は努力義務として規定されている。また、措置の変更や導入に際しては、公表と導入までに一定期間を設けること、その間に他の締約国からのコメントを受け付け、更に受け付けたコメントを可能な限り採用することまで規定している場合もある。

#### ⑪セーフガード

サービス分野のセーフガード措置については、GATS第10条に基づくセーフガードに関する検討が進んでいないことから、特段の規定を設けていないEPA/FTAが多い。規律がある場合には、締約

国はお互いセーフガード措置を採用しないこと、そのための調査を実施しないことを義務づけている場合(豪州シンガポール、印シンガポール)、多国間交渉での進展を踏まえ、セーフガードの扱いをレビューすることを規定している場合(印シンガポール)等がある。

#### ⑫利益否認

EPA/FTAによって、他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対し与えられる利益(より良い条件での市場アクセス等)について、一方の締約国が一定の条件の下で、特定の他方の締約国のサービス又はサービス提供者等に対し、その利益を否認できるという規定である。多くはNAFTAの規定を踏襲しており、その利益否認の対象としては、他方の締約国のサービス又はサービス提供者であるが、①一方の締約国が外交関係を有していない第三国に所有又は支配されている他方の締約国の法人、②第三国に所有又は支配されている法人であり、一方の締約国が経済制裁等により取引を禁止している他方の締約国の法人であること、又は協定による利益を与えることにより当該措置について違反又は阻害されると認められる場合、③第三国の法人に所有又は支配されており、かつ他方の締約国の領域において実質的活動を行っていない法人などが規定される。これらサービス又はサービス提供者が上記要件に該当するものと一方の締約国が証明する場合、③については他方の締約国への事前の通知及び協議を行うことにより利益否認を行えるが、実際に、利益否認を行うか否かは、締約国の裁量に委ねられる。なお①及び②については事前の通知及び協議を行うことは要件とされていない。なおGATSでは、加盟国が自国に提供されるサービスが非加盟国からのサービス、海上輸送サービスにおける非加盟国籍の船舶によるサービス等であることを証明する場合、当該加盟国は、これらサービスの提供又はサービス提供者に対して協定の利益を否認できるとしている(第27条)。

### ⑬支払、資金移動

GATSと同様、サービス貿易に関する経常取引のための支払及び送金の制限を禁止する一方、国際収支擁護のための制限を認める規定が設けられている。本項での義務を、GATSのように締約国が約束表で約束した分野に限定するのか、又は協定の一般的義務としてすべての分野を対象とするかについては、各EPA/FTAで異なる。

### ⑭例外条項

概ねGATS第14条及び第14条の2と同等の規定であり、一般例外として公序良俗や健康・安全を目的とする措置、安全保障上の利益保護のための措置は義務の対象外としている。

### ⑮約束の見直し（レビュー規定）

GATSではラウンドによる漸進的自由化が規定されているが（GATS第19条）、EPA/FTAにおいては協定発効から数年後に更なる自由化のためのレビューを行う旨規定されることが多い。EPA/FTAの中でも、GATS型の協定で漸進的自由化の努力をうたっているもの（印シンガポール）、特段の規定を設けていないもの（米シンガポール、米豪州）、2年ごとの見直しを規定しているもの（EFTAシンガポール）等、規定内容は多様である。

## （3）我が国の経済連携協定の内容

### ①主要規定

#### ・市場アクセス

日シンガポールEPA等、ASEAN諸国とのEPAでは、GATSで採用したポジティブリスト形式を採用しており、これらの協定の市場アクセスに係る規定は、GATSを踏襲。他方、日メキシコEPA、日チリEPAは、NAFTA型（ネガティブリスト形式）を採用し、市場アクセスは義務の対象としていなかつたが、日イスイスEPAではサービス章附属書でネガティブリストを採用する我が国のEPAにおいて、初めて市場アクセスを規定した。また、日ペルーEPAにも市場アクセスが規定されている。

#### ・内国民待遇

日フィリピンEPAならびに日ブルネイEPAは、GATSの規定と同じ。日メキシコEPA、日チリEPAもほぼ踏襲。日シンガポールEPA、日マレーシアEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ベトナムEPAでは、GATSの規定にならった内国民待遇義務の規定を置くが、二重課税回避を取り決めた協定の適用範囲内にある措置については、紛争処理に関する規定の適用上は上記規定を援用できないと規定している。また日イスイスEPAにおいても同様の規定をおいている。これは二国間租税条約対象措置にかかる紛争処理は租税条約に拠って行うこととしたものである。

#### ・透明性

日本のこれまでの全てのEPAでは、総則章（日メキシコEPAの場合は協定実施運用章）において、協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置についてこれを公表（国内での公表のみで可）すること、また、これらの措置に関して一方の國の他方の國からの質問に対する回答義務等が規定されている。これは、サービス章の規定にも及ぶものであるが、サービス章内部において透明性を担保する為に設けられている取り決めとしては、以下の様なものがあげられる。日マレーシアEPAでは、サービス章において、市場アクセス及び内国民待遇義務に影響を及ぼす規制措置の情報提供、サービス貿易に係る白書等の提供等について規定している。日フィリピンEPA、日ブルネイEPA、日タイEPAでは、特定約束の対象になっているかどうかとは別に、市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の作成、相手国への送付及び公表が規定され、また、日インドEPAでは同様のリストを作成、公表する努力義務が規定されている。このリストは、端的には、規制の透明化のみを目的として作成されるものであり、締約国の権利・義務には影響を及ぼさない。なお、リストの対象となる措置は、国レベルのものに加え、地域（日本で都道府県）・地方政府（日本で

は市町村など) の措置も含まれる(日フィリピンでは地方政府措置はリスト対象に含まない)。また、日フィリピンEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日ベトナムEPAでは、一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供を行わなければならない旨も規定している(総則規定と異なり、締約国政府ではなく、サービス提供者に対する情報提供がポイント)。日メキシコEPA、日チリEPA、日イスイスEPA、日ペルーは、ネガティブリスト形式で約束を行っているため、協定の構造上、どのような分野において内国民待遇等の義務に整合的でない措置が存在するか明示され、またスタンドスタイルで留保する分野については、現行措置の具体的な内容が明確化されており、透明性のレベルは高いものとなっている。また、リストに掲載された分野について、協定の実行及び運営に実質的影響を及ぼす新規措置を導入する場合は、可能な限り、相手国に通知を行うべき旨を規定しており、規制の透明性向上に資するものとなっている。

#### ・スタンドスタイル義務

NAFTA型ネガティブリスト形式である日メキシコEPA、日チリEPA、日イスイスEPA、日ペルーにおいて、スタンドスタイル義務の対象措置を以下のものと規定している。

- (i) 連邦政府又は中央政府が維持し、留保表(現行措置に基づき留保を行う分野のリスト)に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置。
- (ii) 日本の地域・地方政府の措置として、県レベルの地方自治体が維持し、留保表(同)に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置、都道府県以外の地方公共団体(市町村等)の地方自治体が維持する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置。
- (iii) メキシコ/チリの地域・地方政府の措置として、地域(州)政府が維持し、留保表(同)

に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置、ならびに地方(市・区など)政府が維持する内国民待遇等の義務に非整合的な全ての現行措置。イスイスについては、地域・地方政府とともに留保表に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置のうち、政府が新たに措置を採用することを特段留保する記述のないもの。ペルーについては、中央政府又は地域政府により維持され、留保表(同)に内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置、地方政府により維持される内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置。

ポジティブリスト形式においてスタンドスタイル義務がかかるものは、約束表においてSSのマークが付された分野である。スタンドスタイルの条項は、日フィリピンEPA、日マレーシアEPA、日タイEPA、日インドネシアEPAで規定されているが、本章(2)⑦で記述されているとおり、当該規定の内容は、特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定されるというものである。

#### ・最惠国待遇

日本のEPAでは、日メキシコEPA、日フィリピンEPA、日チリEPA、日ブルネイEPA、日ペルーEPAは、一般的な最惠国待遇を付与し合うとしており、別途、最惠国待遇を与えない分野については、例外として附属書(留保表)に記載するものとなっている。他方、日シンガポールEPA、日タイEPA、日インドEPAでは、日メキシコEPAのように当然に最惠国待遇が付与される規定ではなく、一方の国(例えはシンガポール)が第三国(米国)に与えた特恵的待遇について、他方の国(日本)は、一方の国に対し、自国に対する当該待遇の付与を要請し、一方の国は付与するかどうか考慮しなければならないという規定となっている。日ベトナムEPA、日イスイスEPAでは、GATS第

5条の要件を満たすEPA/FTAでの特恵的待遇を例外とする最惠国待遇を原則規定しつつ、当例外に関する協議（日ベトナムEPA）・待遇付与努力義務（日スイスEPA）規定を設けている。日マレーシアEPA、日インドネシアEPAでは、協定上は、原則としての最惠国待遇を規定しているが、マレーシア、インドネシアは、最惠国待遇を与えない分野を記載する附属書（MFN留保表）において、すべてのセクターを留保し、例外の例外として（all sectors except）、一部の分野について最惠国待遇を与えている。

#### ・利益否認

日シンガポールEPAでは、GATSで規定されるもの（非加盟国からのサービス、海上輸送サービスにおける非加盟国籍の船舶によるサービス等）に加え、一方の締約国が利益否認できる対象として、①他方の締約国の領域で設立された法人で、第三国に所有又は支配されており、どちらかの締約国の領域において実質的活動を行っていないもの等、②第三国に所有又は支配されており、どちらかの締約国の領域で設立した法人で、当該締約国において実質的活動を行っていないものを定めている。日メキシコEPA、日フィリピンEPA、日チリEPA、日ブルネイEPA、日インドネシアEPA、日ベトナムEPA、日ペルーは、NAFTAの規定をほぼ踏襲している。利益否認の対象となる他方の締約国のサービス又はサービス提供者として、①一方の締約国が外交関係を有していない第三国に所有又は支配される法人、②第三国に所有又は支配されている法人であり、一方の締約国が経済制裁等により取引を禁止している他方の締約国の法人、③第三国に所有又は支配され、他方の締約国の領域において実質的活動を行っていない法人を対象とする旨を規定している。日マレーシアEPAでは、上記、日メキシコEPA、日フィリピンEPAの①②を利益否認の対象と規定している。③を規定していないのは、日マレーシアEPAでは、「他方の締約国の法人」の定義において、「他方の締約国」

領域において実質的活動を行っていない法人」を協定の適用対象外としており、第三国に所有又は支配されていることをもって「他方の締約国の法人」を利益否認の対象とすることは不適当であるとしたためである。なお、日タイEPAでは、①②で規定される法人、③で規定される「他方の国の領域において実質的活動を行っていない」ことを要件としない「第三国に所有又は支配されている法人」を利益否認の対象としている。日スイスEPAでは利益否認を規定していない。

#### ・支払い及び資金移動

日シンガポールEPA、日タイEPA、日ブルネイEPA、日ベトナムEPA、日インドEPAは、GATSを踏襲しており、約束した分野のみを対象としている。日フィリピンEPA、日マレーシアEPA、日インドネシアEPA、日スイスEPA、日ペルーEPAでは、一般義務とし、約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象としている。日メキシコEPAでは、例外章（協定全体においてスコープ外とするものを規定）において、越境サービス貿易に係る当該規制措置を課してはならない旨を規定している。日チリEPAでは規定していない。

※サービス貿易のスコープ、モード、協定上の義務の定義（内国民待遇、市場アクセス等）は、GATSと重複するものが多く、これらに関する記述は「第II部第12章サービス貿易」で触れられているため、本章では詳細には記述していない。

#### ②相手国の自由化約束の特徴

ASEAN諸国とのEPAではポジティブリスト方式で約束。相手国は、製造業に関連する保守修理、卸売業、コンピュータ関連サービス、また、金融、通信、建設、運輸等の分野でGATSでの約束を上回る約束を行った。これら約束は、スタンダードスタイルの約束も含まれており、GATSにおける開発途上国の約束に多く見られるような現行法令との乖離はなく、国際約束としての日本とのEPAと相手国

の国内現行法令に基づく規制との間の非整合性は除去されている。また、メキシコ、チリ、イスラエルとのEPAでは、ネガティブ方式で約束。原則として内国民待遇、最恵国待遇が義務づけられ、イスラエルではさらに市場アクセスを義務づけている。留保される分野も一部分野（基幹分野、社会政策的分野等）を除いて基本的にはスタンダードスタイルでの約束を確保している。

#### ・日シンガポールEPA

シンガポールは、国内法令上、外資に対する参入規制が少なく、日シンガポールEPAにおいても、日本企業のシンガポールへの市場参入条件について、業種（分野）横断的な制限は設けていない。また、個別分野では139分野にわたり約束を行った（GATSでの約束と比較して76分野増）。また、これらの分野における約束は、外資参入に係る制限を設けないものが多く、全体的に自由化水準が高い。特定の分野において、GATSよりも自由化水準の高い約束をした主な分野は次のとおり。

一市場参入制限なし（日本資本100%可）

レンタル・リース、人材派遣サービス、梱包サービス、流通業、環境サービス、貨物輸送代理店サービス

一市場参入等に一定の条件を設けた上で約束を行った主な分野

- ・金融分野（保険、銀行）：外資規制の緩和、貸し付け総額規制の緩和、新サービスの自由化、保険会社への新規免許の発行、保険会社への出資規制（49%）の撤廃等

- ・電気通信分野：シンガポールがGATSにおいて留保を行っている外資制限（上限73.99%）の撤廃（日本資本100%可）等、GATSよりも自由化水準の高い約束を実現。またシンガポールがGATSにおいて参照文書上で約束している以上の電気通信分野に関する規律（コロケーション、認可された相互接続約款による相互接続等）につき附属書を作成。

- ・観光分野：6業種のうち「食事の給仕（ケータイ

リング）サービス」等3業種を新たに約束。

- ・運輸分野：38業種のうち「外航海運（旅客）サービス」、「海運フォワーダーサービス」、「倉庫サービス」等35業種を一定の制限の下、新たに約束。その他、「船舶、航空機、自家用・物品運送車両等に関する運転者を伴わない賃貸サービス」（但しカボタージュ（国内運送の自国運送権）を除く）について新たに約束した。

また日シンガポールEPAは、2007年にレビュー交渉を実施。金融分野について以下の追加的約束を獲得した。

- 銀行分野の免許数（シンガポール側のみ）や国境を越える証券サービス等について、金融サービス部門における更なる自由化について約束
  - ・フルバンクの免許枠を日本の銀行に対して1行分拡大
  - ・ホールセール・バンクの免許発給数の制限を撤廃
  - ・国境を越える証券取引の自由化を拡大

- 資産運用サービスについて、我が国に所在するサービス提供者が、集団投資スキームの持分をシンガポールに所在する者に勧誘を伴って販売する場合（第1モード）のうち、機関投資家を相手方とする販売、及び、資本市場関連の免許を得た者を通じた一般投資家に対する販売が認められることが、新たに約束。

#### ・日メキシコEPA

日メキシコEPAサービス章は、NAFTAと同様、完全自由化の留保（内国民待遇等における留保）を行う分野のみをリスト化するネガティブリスト方式を採用している。本方式では、現行法令に基づいた留保を行う分野（法令の現状維持義務あり）と、現行法令に基づかず留保を行う分野（法令の現状維持義務なし）に分けられる。

(i) 現行法令に基づいた留保を行った分野(サービス分野における投資も含む)

通信（電気通信及び公衆電気通信網等）、教育、建設（石油関連）、教育サービス（私立学校）、小売業（専門施設における非食料製品の販売）、航空運送、特殊な航空サービス、陸上運送、鉄道輸送、水運 等

(ii) 現行法令に基づかない留保を行った分野(サービス分野における投資も含む)

娯楽サービス（放送、レクリエーション及び余暇サービス）、郵便サービス及び電報サービス、電気通信サービス及び電気通信網（航空・海事電気通信サービス関連）、自由職業サービス（弁護士事務所）等

また、日メキシコEPAサービス章では、最惠国待遇の原則付与を規定しており、我が国は、メキシコが最惠国待遇を留保した一部分野（電気通信、水運等）を除いて、NAFTA等で第三国に与えた特恵的待遇の無条件かつ自動的な均てんを受けることができる。なお、メキシコはGATSにおいて、レンタル・リース、保守修理、音響映像サービス等の第3モードにおいて外資49%という留保を行っているが、日メキシコEPAでの約束では、これら分野はネガティブリストから除外されており、日系企業は外資制限の対象とはならない。

・日フィリピンEPA

フィリピンは、GATSにおける約束（約30分野）を超える多くの分野で約束（約100分野）を行った。また、法令の現状維持を義務とするスタンドスタイル約束（現行法令ベースでの約束）を、日本側のリクエストにより65分野にわたり行った。これにより、これら分野におけるフィリピン市場への参入条件については、GATSにおける約束に見られるような国内法令との乖離がなく、日系企業が、フィリピンの国内法令に係る透明性と安定性の下で、事業活動を行えることが担保されている。また、日フィリピンEPAでは、最惠国待遇の原則付与を規定していることから、我が国は、フィリピ

ンが最惠国待遇を留保した一部分野（商業銀行、金融会社等）を除き、第三国に与えた特恵的待遇の無条件かつ自動的な均てんを受けることができる。特定の分野においてスタンドスタイル約束を行った主な分野（GATSよりも自由化水準の高い約束を行った分野に限る）は次のとおり。

- ・コンピュータ関連サービス（ハードウェア設置コンサルタント、ソフトウェア実行、データ処理）、問屋サービス、映像ビデオ製作サービス（アニメのみ）

約束内容：①払い済み資本金が2万ドル以上、  
②払い済み資本金が1万ドル以上で50人以上を雇用、③払い済み資本金が1万ドル以上で先進的技術を要するもの等の条件を満たす企業について、日本資本100%可。それ以外は40%まで。

- ・運転者を伴わない船舶関連リース及びレンタルサービス、エネルギー流通に付随するサービス、電気通信サービス（ケーブルテレビを除く）、航空機の保守・修理

約束内容：日本資本40%可

- ・広告サービス

約束内容：日本資本30%可。但し、全役員は、フィリピン国民でなければならぬ。

- ・鉱業に付随するサービス（石油、ガス、地熱、石炭の調査・開発）

約束内容：日本資本40%可。但し、日本企業との契約締結時の条件に関する留保あり。

- ・商業銀行

約束内容：日本資本60%可

- ・教育（初等、中等、成人）

約束内容：フィリピン資本60%以上。議会はフィリピン資本の増資を求めることが可。

- ・電気通信分野

約束内容：フィリピンがGATSにおいて約束

を行っていない専用線サービス、衛星サービス、データ及びメッセージ伝送サービス（データネットワークサービス、電子メッセージ及び情報サービス）、電子メール等の付加価値サービスの約束による自由化約束範囲拡大等、自由化約束水準の改善を実現。またGATS参照文書のモデル文書とは異なる内容を約束しているフィリピンの参照文書について、国内法令の整備状況に従い将来見直しを行うことを約束表上に明確化。

#### ・観光/運輸分野

約束内容：観光分野では「旅行ガイドサービス」を新たに約束。運輸分野においては、「海運代理店サービス」と「海運フォワーダーサービス」について、外資制限40%が撤廃され、完全な自由化を約束。また、「海運フォワーダーサービス」等を含む観光サービス・運輸サービスの多くの分野で、将来的に規制強化を行わないことを約束したほか、港湾施設サービスの利用に係る約束、マルチモーダルの利用に関する追加的約束を新たに約束。その他、「道路貨物運送サービス」、「鉄道貨物運送サービス」についても、新たに約束した。

#### ・日マレーシアEPA

マレーシアは、サービス分野における外資政策を主にガイドラインによって実施しており、国内政策（ブミプトラ政策）として、企業に対しブミ（マレー人）資本を30%以上入れることを要求している。このようにマレーシアは、完全自由化が難しい外資政策を採用しているが、日マレーシアEPAでは、レンタル・リース、保守・修理等の分

野において、マレーシアがGATS等で行った約束を上回る水準の自由化約束を行った。

#### (i) 特定分野における約束 (GATSプラスのもの)

- 建設機器、事務機器等のレンタル・リースについて、マレーシアで生産された製品を扱う場合、日本資本51%可。事務機器等（コピー、ファクシミリ、ボイラー、タービン、コンプレッサー等）の保守・修理についても、マレーシアで生産された製品を扱い、リース業者が行う場合には、日本資本51%で参入可。
- 外資規制について、会計（35%）、エンジニア、市場調査（35%）、医療等に関する研究開発（49%）、国内旅行代理店（35%）等の特定のサービスについて、GATSでの約束を上回る自由化約束がなされた。
- 電気通信分野においては、GATSにおいて留保を行っている外資制限（上限30%）に関し、ASP（アプリケーションサービス提供者）に対する外資制限の49%までの緩和を実現すると共に、マレーシアがGATSにおいて参照文書上で約束していない電気通信分野に関する規律（有限希少な資源の配分に関する規律）の新たな約束及びGATS参照文書のモデル文書に近い規律の内容への修正（ユニバーサルサービス、免許の基準の公の利用可能性、独立の規制機関に関する規律）等の自由化約束水準の改善を実現。
- 観光分野においては、「ホテル宿泊サービス」を外資制限の緩和を含めて新たに約束。運輸分野においては、「外航海運における乗組員を伴う貨物船の賃貸サービス」を一定の制限の下、新たに約束。

#### (ii) 最惠国待遇（第三国企業との競合条件について）

建設機器、事務機器のレンタル・リース、保守・修理の一部について、マレーシアは日系企業に対し無条件に最惠国待遇を与えることを約束（その他の分野については、将来マレーシアが第三国と

サービス貿易に関する協定を締結した場合に、我が国の要請に基づき、マレーシア政府は当該第三国に与えた特恵的待遇を我が国に与えることを検討しなければならない)。

なお、マレーシアの国内政策（EPAの枠外）ではあるが、サービス分野の規制については暫時自由化を進めており、2010年4月に27分野（保険・社会、観光、運送、コンピュータ関連サービス等）自由化、2011年5月に新流通ガイドラインを発表し、流通分野について一部資本規制の緩和、売り場面積規制の一部規制緩和等が行なった。さらには2011年10月には、2012年に追加で17分野（デパート・専門店、エンジニアリングサービス、民間病院サービス、宅配便サービス等）の自由化を行う旨発表している。

#### ・日タイEPA

タイでは、外国人事業法において、外国人事業者を定義づけ（外資50%以上を有するもの等）、これら外国人事業者のタイにおけるビジネス活動のスコープを業種により分類して制限している。なお内資がマジョリティを有する場合は、原則タイ企業とみなされることになる。GATSにおける約束では、業種横断約束として、外資の出資比率の上限は、49%までとしている。日タイEPAにおける業種横断約束では、GATSにおける約束と同様、外資の出資比率の上限は49%までとしている。

##### (i) 特定分野における約束

製造業に関連するサービスとして、保守修理、卸・小売業、コンピュータ関連、広告業等の分野においてGATSプラスの約束がなされている。

保守修理については、そのスコープは家電製品に限定し、①タイで生産された製品については（ア）自社製品を扱う事業者、（イ）同一ブランドのそのグループ企業、②日本で生産された製品については、同一ブランドのそのグループ企業を対象として、日本資本60%を約束している（その他、取締役の人数等について条件あり）。卸・小売業は、製品全般についてタイで生産された製品

をスコープとして、（ア）自社製品を扱う事業者、（イ）同一ブランドのグループ企業、また自動車については、日本で生産されたものをスコープに含めており、同一ブランドのグループ企業を対象として、日本資本75%を約束している（その他、取締役の人数等について条件あり）。タイは、サービス分野の国際約束は総じて制限的な約束をしているが、これら保守修理及び卸小売りについては、日本資本の過半数超を認めるが、事業の資格要件を製造業者及びそのグループ企業がタイで生産した自社製品又は同一ブランドの日本を扱うことにして限定するというものである（要するに「シングルブランド」の範囲で、日本資本の過半数超を約束するという）。コンピュータ関連サービスは、50%未満、広告については50%以下を約束している（共に貸付資本比率3分の1以下の条件あり）。観光分野においては、「ホテルサービス」について一定の条件の下、外資上限を49%から60%に緩和、運輸分野においては、「外航海運（貨物）サービス」について、タイ－中国及びタイ－ベトナム間の外航海運（貨物）に係る貨物留保措置の撤廃の他、「海運貨物取扱サービス」、「海運代理店サービス」等を一定の制限の下、新たに約束した。

##### (ii) 最惠国待遇

無条件均てんによる最惠国待遇は規定していない。一方の締約国（タイ）が、第三国（米国）とEPA/FTAを締結し、他方の締約国（日本）に与えた待遇よりも良い待遇を与えていた場合、他方の締約国は、一方の締約国に対し、その付与を求めるにより、一方の締約国は、その付与を検討するというもの。

#### ・日チリEPA

日チリEPAサービス章は、日メキシコEPAに続き、ネガティブリスト方式を採用している。現行法令に基づいた留保を行う分野（法令の現状維持義務あり）と現行法令に基づかず留保を行う分野（法令の現状維持義務なし）に分けられる。

(i) 現行法令に基づいた留保を行った分野（サービス分野における投資も含む）

通信（国内及び国際長距離通信）、エネルギー（原油、天然ガス、ウラン等）、鉱業、漁業、印刷・出版、自由職業サービス（弁護士事務所）等

(ii) 現行法令に基づかない留保を行った分野（サービス分野における投資も含む）

衛星放送、少数民族に関する措置、文化産業、環境サービス（飲料水、廃水処理等）等

また、日チリEPAサービス章では、最恵国待遇の原則付与を規定しており、日本は、チリが最恵国待遇を留保した一部分野を除いて、第三国に与える特恵的待遇の無条件かつ自動的な均てんを受けることができる。

**・日ブルネイEPA**

ブルネイの外資政策は、食料、エネルギー分野等に関して、ブルネイ国内資本の参入が義務づけられているが、その他サービス分野については特に業法による制限はない。しかしながら、外資の受け入れにあたっては、案件ごとにブルネイ政府関係部署の承認を要するとされ、また、我が国とのEPAも含め、GATS、AFAS（ASEANサービス枠組協定）等での国際約束においては、分野横断的約束で外資の出資比率について「何も約束しない」としている。日ブルネイEPAにおける約束では、約束を行った分野数は43分野（サブセクターも含む）と他のASEAN諸国と比して低い。GATSプラスの約束は以下のとおり。

(i) 特定分野における約束

広告、調査サービスについて、日本資本30%を約束（AFASでオファー予定とのこと。中／韓ASEANでは約束なし）。観光分野においては、「ホテル宿泊サービス」を新たに約束。運輸分野においては、「外航海運サービス」を一定の制限の下、新たに約束。また、港湾施設サービスの利用に係る約束についても、新たに約束した。

建設分野については、次の自由化約束を獲得。

①外資比率制限がWTOでの約束の「50%未満」

から、「55%未満」に緩和。これにより、我が国建設業の恒常的な経営権の安定が確保。

②建設分野のすべてについて約束の対象とした。

(ii) 最恵国待遇

無条件均てんによる最恵国待遇を規定。ただしMFNの留保表（例外的にMFNの免除を認める分野のリスト）において、ラジオ・テレビ業、金融業等に加え、ブルネイが加盟するTrans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement（通称P4。ブルネイ、チリ、豪州、ニュージーランドの4か国によるEPA/FTA）での待遇（自由化分野）を3年間に限り留保している。なおASEAN例外は設けられていない。

**・日インドネシアEPA**

インドネシアは、国内法上は、投資法に基づく大統領令により外資制限業種及び条件がリスト化されており、総じて規制の透明性は高い。サービス分野における規制自体は、通信、建設、運輸等の分野において外資の資本保有比率を限定的にしており、また中小規模の小売業分野等では外資閉鎖の制限的規制を課している。インドネシアのGATSでの分野横断的約束は、外資49%としている。日インドネシアEPAにおける分野横断的約束は、GATSでの約束同様、外資49%としているが、個別分野の約束では、GATSでの約束を上回るものとして以下が約束されている。

(i) 特定分野における約束

製造業に関連するサービスとして、保守修理、卸売業、コンピュータ関連、音響映像等の分野においてGATSプラスの約束がなされている。保守修理業は、家電機器、事務機器、建設機器、自動車（二輪を除く）をスコープに約束。インドネシアで生産された自社製品を扱う事業者を対象として、「現行法令が適用。10年間維持、その後はレビュー」としており、家電機器、事務機器、建設機器については、現状において外資規制が存在しないところ、日本資本に対する制限なしで約束されている。なお、自動車（二輪を除く）は、同内

容で約束が行われているが、2007年7月に発効した大統領令（外資規制リスト）によると「車両メンテナンス・修理業」は外資49%までとされており、当該措置の維持が約束されている。卸売業は、保守修理業と同様の範囲、同内容で約束を行っている。コンピュータ関連サービスは、「現行法令（協定発効時）が適用。3年間維持、その後はレビュー」とし、現状においては外資規制が存在しないところ、日本企業は出資比率等については制限なしにビジネスを行うことが約束されている。金融リースについては、借入資金の上限について、国内調達は自己資本の15倍、海外調達は、自己資本の5倍までという規制が行われていたが、日本側のリクエストにより、資金の調達先について内外の差別を撤廃することを約束し（The Indonesian government will not differentiate “on-shore” and “off-shore” borrowing）、自己資本の10倍までに制度改正が行われた。日系の金融リースは、資金の借り入れはほぼ海外調達であり、この制度改正により、円滑に資金調達を行うことが可能となった。電気通信分野においては、インドネシアがGATSにおいて約束を行っていない専用線サービス、情報及びデータベースのオンラインでの検索等の新たな約束による自由化約束範囲の拡大を実現すると共に、GATSにおいて留保を行っている外資制限（上限35%）の上限40%までの緩和等の自由化約束水準の改善を実現。音響映像分野（映画及びビデオテープの制作、配給、映画のプロジェクト）は、GATSでは何も約束が行われていないところ、日本資本40%の約束を行った。観光分野においては、「旅行代理店サービス」及び「ツアーオペレーターサービス」につき、サービス提供者の数の緩和の他、3分野を新たに約束。運輸分野においては、「海運貨物取扱サービス」を一定の制限の下、新たに約束。その他、「運輸者を伴わない船舶の賃貸サービス」を一定の制限の下、新たに約束。

#### （ii）最惠国待遇

日マレーシアEPA同様、日本に対して最惠国待

遇を与えるセクターを限定列挙する方式を採用しており、金融、建設業についてのみ最惠国待遇付与を約束している。

#### ・日ベトナムEPA

ベトナムの外資政策は、外国投資企業への法人所得税の優遇等により積極的に外資の導入を推進してきたが、2006年7月以降外国投資への優遇措置は撤廃され、同時に内外無差別で政策的に奨励する投資分野（新素材・ハイテク製品、エコ技術の応用、労働集約型事業、教育・訓練、医療に関する事業等8分野）が定められ、また、社会経済状況が困窮している地域が奨励投資地域として定められ、引き続き投資の促進策が講じられている。既に日ベトナム間には、サービス分野も含む高いレベルでの二国間投資協定（2004年1発効）やベトナム国内のビジネス・投資環境整備のための対話・協力枠組みである「日越共同イニシアティブ」（2003年12月より）が存在しており、加えて2007年1月にWTOへの150番目の加盟国となったことから、サービス分野のGATSへの約束のレベルも総じて高いものとなっていた。日ベトナムEPAでの約束の概要は以下のとおり。分野横断的約束において、ベトナムでの商業拠点の設置については、①事業協力契約（Business co-operation contracts）によるもの、②合弁によるもの、③100%外資によるものの3形態についてのみ約束されており、外国企業の支店の設置については、個別分野に特段の定めのある場合を除き約束されていない。駐在員事務所は、直接収益のある事業に従事しない限り設置可能とされている。また、これら法人における管理職・役員・専門家について、少なくとも総数の20%がベトナム国籍者であることを求める国籍要件が規定されている。但しこれに関わらず1企業につき最低3人の非ベトナム国籍者の配置が認められている。

#### （i）特定分野における約束

コンピュータ関連サービスについては、外資100%企業の場合、2009年1月11日（WTO加盟2年

後)までは在ベトナム外資企業向けのサービス提供のみが認められていたが、それ以降は当制限はなくなり、また2010年1月11日以降は外国企業の支店の設置が可能となった。また、広告サービス、市場調査サービスについては外資は51%を超えない範囲でのみ認められていたが、2009年1月1日以降は当制限が撤廃された。機械等の保守修理サービス(船舶・航空機およびその他輸送機器を除く)については49%を超えない範囲で外資が認められていたが、2010年1月11日には51%、2012年1月11日には100%の外資が認められた。流通分野(卸、問屋、小売)については、2009年1月1日まではベトナム法人との合弁が必要であったが、それ以降は外資制限は撤廃され100%外資が認められた。また流通分野における取扱除外品目とされていたセメント、タイヤ、自動車、オートバイ、紙、鉄、音響機器等については、2009年1月1日に一部緩和され、さらに2010年1月11日にはこれらの取扱品目の制限が撤廃された。但し小売分野については、2店目以降の出店に際しては、経済必要性テスト(Economic Needs Test)が求められることとなっており、実質的な数量規制の裁量余地が残されたままである。なお、フランチャイズについては2009年1月1日以降、資本制限はなくなり、2010年1月11日以降は外国企業の支店の設置が可能となった。通信分野についても、非設備事業者によるインターネット接続サービスについて、2010年1月11日までは51%を超えない範囲で合弁(ベトナム国内で正当な事業免許を得た電気通信事業者との合弁に限る)による参入が認められたが、それ以降は65%にまで上限が引き上げられ、合弁相手の制限は撤廃された。なお設備事業者による同サービスについては、協定発効時以降、ベトナム国内で正当な事業免許を得た電気事業者との合弁のみにつき50%を超えない範囲で資本参入が認められた。金融分野については、2012年1月11日以降、生命保険以外(損害保険)の分野について支店の開設が認められた(ただし、プルデンシャル規制の余地が残されている)。また銀行その他金融サービスに

ついても、一定の形態での商業拠点開設が認められた。

### (ii) 最恵国待遇

日ベトナムEPAでは、一方の締約国(例:ベトナム)が第三国に対しより特惠的待遇を与えた場合、それがGATS第5条の要件を満たすEPA/FTAでの特惠的待遇である限りは例外とした上での最恵国待遇を原則規定しつつ、当例外となる特惠的待遇については、他方の締約国(例:日本)に対して待遇が劣後しないよう協議を行う機会を与えることを義務づけるという形で規定されている。

#### ・日スイスEPA

スイスは日本にとって欧米先進国で初めてのEPA締結国で、日メキシコEPA、日チリEPAに続いてネガティブリスト方式を採用した3番目の国である。本方式では自由化をできない分野を特定した形で留保が行われるため、我が国がASEAN各国と結んできたポジティブリスト方式よりも、より広範な自由化を約束する形式となっており、また先進国同士のEPAでもあるため、総じて高いレベルでの自由化が確保されている。また本協定は、今後EUとの経済統合協定等へのモデルケースともなりうるもので意義深い。

### (i) スイス側が留保を行った分野(サービス分野における投資も含む)

流通(問屋、卸、小売)、建設、武器・弾薬・軍事転用可能な車等の販売、医薬品・医療機器にかかる販売、貴金属にかかる流通、パイプライン輸送、船舶レンタル・リース、内航水運、航空サービス(人、貨物、航空写真等)、郵便・クーリエサービス、オーディオビジュアルサービス(ラジオ・テレビ・ケーブルテレビ等)、保険サービス(火災保険・健康保険等)、年金サービス、銀行サービス、証券サービス、会計・監査サービス、不動産サービス、レンタルサービス(ビデオ・映画)、R&Dサービス、法律サービス(弁護士、法律相談、弁理士)、広告サービス(ラジオ、テレビ、屋外)、農業・林業関連サービスなど。

## ( ii ) 最恵国待遇

日スイスEPAでは、一方の締約国が第三国に対しより特恵的な待遇を与えた場合、それがGATS5条の要件を満たすEPA/FTAでの特恵的待遇である限りは例外とした上で最恵国待遇を原則規定しつつ、当例外となる特恵的待遇については、他方の締約国に遅延なく通報する義務を規定し、同待遇に劣後しない待遇を他方の締約国に対し与えるよう努力する規定が設けられている。また、当該他方の締約国のリクエストがある場合は、当該一方の締約国は同待遇を日スイスEPAに取り込むための交渉に応じなくてはならないという義務を規定している。

### ・日インドEPA

インドは、Consolidated FDI Policy Circular 2 of 2010（海外直接投資に関する政策、規則を統合した文書、2010年10月発効、以下『FDI Policy』）において、各サービス分野の外資制限比率や承認手続きを規定している。インド約束表では、第3モードに関し、分野別約束内容に加えて、FDI Policyに定められる規制が適用されることが規定されているが、同時に、分野別約束を無効化又は侵害しない限りにおいて適用されることを条件としている。つまり、日インドEPAでは、本章(2)⑦に記載したようなスタンダードスタイル義務は規定されていないが、FDI Policyの適用には現状維持義務が課せられ、仮に将来、FDI Policyが改正され約束表の分野別約束に記載された条件・制限よりもより制限的な規制に変更されたとしても、日インドEPAの関係では約束表に記載された条件・制限が引き続き適用されることになる。

分野別約束については、インドは、GATSやこれまで締結したEPA/FTAにおいて約束したことがない内容を含む、基本電気通信の外資規制改善、シングルブランド及びシングルブランドのフランチャイズについての外資参入、日本の銀行による支店設置申請について好意的配慮を払う旨の約束、及び国際海上運送サービスの第1モードにおける

留保の一部撤廃等について約束を行った。特定の分野において、GATSよりも自由化水準の高い約束をした主な分野は次のとおり。

## ( i ) 特定分野における約束

流通サービスについて、問屋・卸売は外資100%まで認め、小売（シングルブランド）については外資51%、シングルブランドのフランチャイズについては外資100%まで認めた（なお、協定による約束ではないが2012年以降は、政府の個別認可取得と一定条件を満たすことを条件に、シングルブランドの小売業は100%までの外資出資、マルチブランドの小売業は最大51%までの外資出資が可能になった。）。電気通信サービスについても外資規制比率を74%まで緩和。金融サービスについては、銀行免許について、日本の銀行による支店設置申請について好意的配慮を払うことを約束（印韓EPAにおいても同様の約束を行っている。）。また、国際海上運送サービスについて第1モードの約束を改善（定期船貨物の40%以上は印籍船による運送によることとの留保を撤廃。）を行った。

## ( ii ) 最恵国待遇

無条件均てんによる最恵国待遇は規定していない。一方の締約国（インド）が、第三国とEPA/FTAを締結し、他方の締約国（日本）に与えた待遇よりも良い待遇を与えている場合、他方の締約国は、一方の締約国に対しその付与を求める事により、一方の締約国はその付与を検討するというもの。また、こうした待遇の付与に際しては、双方の約束の全体的な水準を維持すべきとされている。

### ・日ペルーEPA

日ペルーEPAは、NAFTA、日メキシコEPA、日スイスEPA、日チリEPAと同様、ネガティブリスト方式を採用している。この協定では両国とも、WTOにおける約束水準を超える約束を行い、内国民待遇等の原則の下で引き続き維持する国内措置等をそれぞれ附属書に記載することで高い透明性を確保している。我が国としては、同じネガリスト方式を採用した日メキシコEPA、日チリEPA及

び日イスEPAと比べると、改正労働者派遣法が国会において審議されていた関係上、労働者派遣業を現在留保から将来留保に移動したことを除くほか、これまでのEPAから留保の内容に変化はなく、新たに留保した措置はない。ペルー側としては、ペルーがこれまでに締結している米・ペルー協定、加・ペルー協定における留保と同等レベルである。また、電気通信サービスについて章を設け、電気通信分野へのアクセスについてWTOを超えるルールを規定した。

我が国がWTOの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、航空機・船舶のレンタル・リース等がある。ペルーがWTOの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、建築サービス、流通サービス等がある。

〈図表Ⅲ-2-2〉発効済対ASEAN諸国EPAサービス貿易章約束の比較 (GATSプラスのもののみ記述。空欄はGATS同等)

		発効済			
		シンガポール 2002年発行時	2007年レビュー結果	マレーシア	タイ
GATS プラスの主要分野別約束	機器保守修理・レンタル・リース	外資制限なしを約束		建設機器・事務機器等のレンタル・リースの外資51%（マレーシアで生産された製品を扱う場合に限る） 事務機器、ボイラー等の保守修理の外資51%（マレーシアで生産された製品を扱い、リース業者が行う場合に限る）	家電製品の保守修理の外資60%（タイ及び日本で生産された自社製品を扱う場合に限る）
	コンピュータ関連サービス				外資50%未満を約束（貸付資本比率条件あり）
	流通	外資制限なしを約束（ただし、輸入禁止品目の取扱い等は、約束の対象外として留保）			卸・小売の外資75%（タイで生産された自社製品を扱う場合に限る。ただし、自動車については、日本で生産された自社製品を扱うことが可）
	その他製造業関連サービス				物流コンサル業（純粹コンサル限定で、実際の物流業は除外）は51%（貸付資本比率条件あり）
	金融	保険会社への新規免許の発行、保険会社への出資規制（49%）の撤廃等	フルバンク銀行免許1枚を追加付与。卸売銀行の設立の数の制限を撤廃		
	通信	外資制限なしを約束		一部分野につき外資制限緩和等	
	運輸	外航海運（旅客）サービス、海運貨物取扱、倉庫サービス、航空機・車両等リースを新たに約束		外航海運貨物船のレンタルサービスを新たに約束	外航海運貨物サービス貨物留保措置撤廃のほか、海運貨物取扱・海運代理店を新たに約束
	その他			会計サービス、エンジニアサービス、医療等に関する研究開発、市場調査サービス、観光（ホテル）等	ホテル宿泊サービス、広告業の外資50%以下（貸付資本比率条件あり）等

発効済		
インドネシア	ブルネイ	フィリピン
家電、事務機器、建設機器、自動車（二輪除く）の保守修理についてインドネシア国内で生産された自社製品を扱う場合に限り10年間の現行法令適用を約束（現行法令上外資規制がないため、当該期間中は実質外資無制限）		
一部分野につき、3年間の現行法令適用を約束（現行法令上外資規制がないため、当該期間中は実質外資無制限）		一部分野につき、最低資本金等の条件を満たす企業については外資100%約束（それ以外は40%）
家電、事務機器、建設機器、自動車（二輪除く）の卸売業についてインドネシア国内で生産された自社製品を扱う場合に限り10年間の現行法令適用を約束（現行法令上外資規制がないため、当該期間中は実質外資無制限）		問屋業につき、最低資本金等の条件を満たす企業については外資100%約束（それ以外は40%）
金融リース業の借入資金対自己資本比率制限につき、調達元別内外差別撤廃		商業銀行の外資60%等を約束。
専用線サービス等一部分野を新たに約束。基本電気通信サービス等の外資制限を40%に緩和		専用線サービス等一部分野を新たに約束。
海運貨物取扱サービス、船舶の賃貸サービスを一定制限のもと新たに約束	外航海運サービス・港湾施設サービスを新たに約束	海運代理店サービス・海運貨物取扱サービスについて外資制限撤廃や、港湾施設サービス利用に係る追加約束等
旅行代理店サービス・ツアーオペレーターサービスにおける事業者数制限緩和等を約束、等	ホテル業を新たに約束 建設分野約束追加ならびに外資制限を55%未満に緩和 広告業の外資30% 調査サービスの外資30%、等	広告サービスの外資30%（ただし役員国籍要求あり） 一定条件下で石油等鉱物調査・開発関連サービス外資40%約束 旅行ガイドサービスを新たに約束、等





### 第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

名称	日本・スイス 自由貿易経済連携協定	日本・ベトナム 経済連携協定	日本・インド 経済連携協定	日本・ペルー 経済連携協定
	2009年9月1日発効	2009年10月1日発効	2011年8月1日発効	2012年3月1日発効
附属書（約束表）の方式	ネガティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ネガティブリスト方式
最惠国待遇	△原則MFNを規定。例外は附属書（留保表）に記載される措置ならびにGATS5条の要件を満たすEPA/FTAによる特恵的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し劣後しない待遇を付与する努力義務を規定。	△原則MFNを規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載される措置ならびにGATS5条の要件を満たすEPA/FTAによる特恵的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し協議の機会を付与する義務を規定。	△一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。	○原則MFN規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載。
内国民待遇	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載
市場アクセス	○GATS第16条の市場アクセスと同様の内容を原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条（(f) 外資制限を除く）の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書（留保表）に記載
透明性	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 ネガティブリスト形式で約束を行っているため、スタンダードスタイルで留保する分野については、現行措置の具体的な内容が明確化。	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 他方の締約国のサービス提供者からの上記の法令等の質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換（努力義務規定）。 他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ回答及び情報提供。	○関係法令に関する利害関係者からの質問に対し、可能な限り回答するよう努力、最終法令の採用に際して、可能な限りパブコメの意見及び検討結果を公表するよう規定。
スタンダードスタイル義務	○全てのレベルの政府（中央・地域・地方）の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	規定なし	規定なし (ただし、FDI Policyの適用にスタンダードスタイル義務あり)	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。
支払い及び資金移動	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定



ポールのみ、第3モードもサービス章で扱っている）。個別分野の扱いに関しては、金融、通信、航空、人の移動が別の章で規定される場合が多い。

## ②基本原則等

最惠国待遇について、原則付与を規定している協定は、NAFTA、米シンガポール、米豪州、米韓である。EFTAシンガポール、EFTA韓は、原則付与だがFTA例外を設けている。印シンガポールでは、一方の締約国が第三国と将来結ぶEPA/FTAにおいて、当該第三国に対し特恵的待遇を与える場合、他方の締約国のリクエストにより、一方の締約国は、他方の締約国に対し、その付与を考慮しなければならない旨を規定している。なお豪州シンガポール、豪州タイでは、MFNの条項はないが、上記印シンガポールと同様の規定を「約束の見直し」に関する条項に規定している。内国民待遇については、全協定が規定を有している。市場アクセスについては、GATSで考案された概念であることもあり、ポジティブリスト形式を採用するEPA/FTAにおいては、GATS第16条と同様の規定を踏襲している（ネガティブリスト形式である米シンガポール、米豪州及び米韓は、第3モードを投資章で規定するが、GATS第16条の市場アクセスのうち量的制限、形態制限と同内容を規定している）。なお、NAFTA、米シンガポール、米豪州及び米韓では、越境サービス取引にあたって現地業務拠点の設置又は居住を要件として課すことを原則禁止する規定がある。国内規制は、すべての協定で規定されている。送金（支払及び資金移動の自由）については、締約国が、経常取引（サービス貿易に伴う資金の移動及び支払い）に制限を課さないとする適用範囲として、ポジティブリストの場合は、約束した分野に限定、ネガティブリストの場合は、特段の限定は設けられていない。承認については、印シンガポールのように別途の合意を受けて、職業団体による交渉分野と実施時期を明記（「協定発効後12か月以内に会計、監査、

建築士、医師、歯科医師及び看護士」）する協定や、豪州シンガポール、豪州タイのように職業団体による交渉を行うことを懇意する協定の他、相互承認を「可能」とする協定と、様々である。利益の否認についてはEFTAシンガポール、EFTA韓では規定がない。

## (5) 経済的視点及び意義

サービス貿易は、「第II部第12章サービス貿易(4) 経済的視点及び意義」で述べたとおり、生産要素の移動を伴うという特徴を有しているとともに、金融、通信等、他の産業にとってのインフラとして大きな波及効果を有している。そのため、二国間・地域内におけるサービス貿易の自由化は、多国間における取組と同様、一時的に既存のサービス事業者の雇用に影響を与えることはあるものの、長期的には、当該サービス産業の競争力強化や、他のサービス分野及び製造業における生産の効率性向上に資する効果を有していると考えられる。

&lt;図表III - 2-4&gt; 第3国間経済連携協定：サービス章の規定概要

名称 (略称)	アメリカ・豪州自由貿易協定 (米豪FTA)	豪州・タイ自由貿易協定 (TAFTA)	インド・シンガポール自由貿易協定 (印星FTA) 正式名は包括経済協力協定 : CECA	EFTA・韓国自由貿易協定 (EFTA韓FTA)	アメリカ・韓国自由貿易協定 (米韓FTA)
	2005年1月1日発効	2005年1月1日発効	2005年8月発効	2006年9月1日発効	2012年3月15日発効
附属書(約束表)の方式	ネガティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ネガティブリスト方式
最恵国待遇	○原則MFN	×規定なし	△協定発効後、一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国の同待遇の付与の要請を検討。(第7.6条)	△原則MFN。ただしFTA例外。	○原則MFN
内国民待遇	○原則付与	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○GATS第17条を適用する旨を規定。約束表に記載した範囲での自由化付与	○原則付与。但し地域政府についての留保あり
市場アクセス	○GATS第16条の市場アクセスのうち量的制限、形態制限と同内容を規定。ただし拠点設置(第3モード)を含まないため、外資出資比率規制の制限はなし。	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定	○GATS第16条を適用する旨を規定。	○(米豪と同一)GATS第16条の市場アクセスのうち量的制限、形態制限と同内容を規定。ただし拠点設置(第3モード)を含まないため、外資出資比率規制の制限はなし。
現地業務拠点設置要求の禁止	○	市場アクセスの1つとして現地拠点の事業形態(特定の形態要求等を禁止)について規定。	市場アクセスの1つとして現地拠点の事業形態(特定の形態要求等を禁止)について規定。	規定なし。ただし市場アクセスについてGATS第16条を適用する旨規定(現地拠点の事業形態についても規定)。	○
国内規制	○	○	○	○GATS第6条を適用する旨を規定	○(米豪に対し、多少差異あり)
透明性	○	×規定なし	○	○透明性に関する締約国の権利義務はGATS第3条1項及び2項を適用する旨を規定	○(米豪に対し、差異あり)
支払い及び資金移動	○	○	○	○	○(米豪と同一だが、Annex11.G適用あり→韓国のみ、同国外為法6条に沿った措置適用を排除しない旨規定)
利益の否定	○	○	○	×規定なし	○(米豪と同じ+フリーライド否認において通知・協議要件あり)

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

名称 (略称)	欧州連合・韓国自由 貿易協定 (EU韓FTA)	サービスに関する ASEANフレームワー ク (AFAS)	中国ASEANサービス 協定	韓国ASEAN サービス協定	豪州・ニュージーラ ンドASEAN サービス協定
	2011年7月1日発効	1998年3月31日 発効	2007年1月14日 署名	2009年5月1日発効	2010年1月発効
附属書(約束表) の方式	ポジティブリスト 方式	ポジティブリスト 方式	ポジティブリスト 方式	ポジティブリスト 方式	ポジティブリスト 方式
最恵国待遇	○原則MFN	×なし	×なし	×なし	×第三国への待遇を 締約国に与えるかど うか協議規定あり
内国民待遇	○約束表に記載した 範囲での自由化付与	×なし	○	○	○
市場アクセス	○GATS第16条の市 場アクセスと同様の 規定	○Liberalization条項 にて規定	○	○	○
現地業務拠点設 置要求の禁止	市場アクセスの1つ として現地拠点の事 業形態(特定の形態 要求等を禁止)につ いて規定。	×なし	×なし	×なし	×なし
国内規制	○	×なし	○	○	○
透明性	○	×なし	○GATS第3条1項及 び2項を適用する旨 を規定	○	○
支払い及び資金 移動	○	×なし	○	○	○
利益の否定	×規定なし	○	○	○	○